

学校体育施設の使用について

1. 登録要件・方法

使用団体は、市内に在住、在勤又は在学するもので構成された10名以上の団体に限る。但し、既存団体について、令和7年度は、経過措置として今まで通り。(市内在住・在勤・在学以外の方は令和10年度から利用不可。)

毎年度「学校体育施設使用団体登録申請書」「構成員名簿」を市体育館へ提出すること。
また団体保険（スポーツ安全保険等）の加入の領収書等（コピー）を4月末迄に提出（メール可）すること。

2. 学校体育施設使用許可申請書の提出

- (1) 使用する前月の10日から20日までに「常滑市学校体育施設開放利用券」を添付し市体育館へ提出（2カ月分提出可）
- (2) 1施設1時間当たり200円とし、「3. 使用時間区分・使用料」に規定する使用時間区分に応じた使用料となります。
同日同時間区分に複数の団体が使用する場合は、支払代表（登録時に決定）にてお願いします。屋外運動場は、無料です。
- (3) 利用券は、4,000円(400円×10枚)・2,000円(200円×10枚)の2種類です。
- (4) 空調施設使用料は、1,400円／1時間（1コイン）です。

3. 使用時間区分・使用料 ※終了後清掃及び片付けすること。

- ・屋内運動場・柔剣道場他 午前(8時～12時)800円、午後(13時～17時)800円、
夜間(18時～21時)600円、昼間(8時～17時)1,800円、全日(8時～21時)2,600円
- ・屋外運動場 午前(8時～12時)、午後(13時～17時)、夜間(18時～21時)
昼間(8時～17時)、全日(8時～21時)

4. 使用施設

- (1) 三和小学校 体育館、運動場
- (2) 大野小学校 体育館、運動場
- (3) 青海中学校 体育館、2F 柔剣道場、3F 卓球場
- (4) 鬼崎北小学校 体育館、運動場
- (5) 鬼崎南小学校 体育館、運動場
- (6) 鬼崎中学校 体育館、柔剣道場 1F 柔道場、2F 剣道場、3F 卓球場
- (7) 常滑東小学校 体育館、運動場
- (8) 常滑西小学校 体育館、運動場
- (9) 常滑中学校 体育館
- (10) 西浦北小学校 体育館、運動場
- (11) 西浦南小学校 体育館、運動場
- (12) 小鈴谷小学校 体育館、運動場
- (13) 南陵中学校 体育館、武道場 1F 剣道場、2F 柔道場・レスリング場, 3F 卓球場

5. 使用中止

- (1) 12月28日から1月4日まで・学校行事等（学校→生涯学習スポーツ課→団体責任者）・暴風警報が発令された場合。
- (2) 「常滑市学校体育施設開放利用券」の返却について、団体の理由により使用を中止した場合は、返却いたしません。ただし、暴風警報、学校行事等の理由により中止となった場合は、返却します。

6. 減免（団体・行事等）について※下記以外の団体及び日中使用団体は、7月から有料

- (1) 常滑市スポーツ少年団及び常滑市体育協会が子供を育成するための行事等
- (2) 常滑市体育協会が行う教室及び大会

※使用料の減免を受けようとする者は、「常滑市立学校施設使用料減免申請書」を提出し、全額免除とします。

※空調施設使用料は、1,400 円の半額 700 円／1 時間（1 コイン）とします。

7. その他注意事項等

- (1) 許可以外の施設に立ち入らないこと。
- (2) 車両等は、指定された駐車場以外（特に運動場）へ乗り入れないこと。
- (3) 使用後のゴミ等については、使用した施設はもちろんその周辺においても清掃し、ゴミは持ち帰ること。
- (4) 使用後は、必ず施錠を確認すること。校門については各学校の指示に従うこと。
- (5) 参加するチーム及び応援、見学者等の管理・指導についても使用責任者において責任を負うこと。
- (6) 危険防止及び事故防止について、常に注意をはらうこと。
- (7) 学校敷地内は、禁煙。
- (8) 学校内では絶対に飲酒をしないこと。
- (9) 体育館は土足厳禁とし、必ず専用シューズを使用すること。
- (10) 体育館等及び運動場の使用団体は、管理日誌に必ず記入すること。
（体育館、武道場、卓球場、運動場、レスリング場）
- (11) 施設の破損等が生じた場合は、学校に報告し、生涯学習スポーツ課（TEL43-5111）に連絡すること。
- (12) 上記以外の開放校ごとの特別な使用事項及び禁止事項については、教育委員会の指示に従うこと。

上記の注意事項を守らない使用者（使用団体）には、使用の停止または

登録を抹消する場合がありますので必ずお守り下さい。

運 営 委 員 長